

# 消費税

## ※ 適格請求書等保存方式の概要(免税事業者用)

**免税事業者** のみなさまへ

令和5年10月1日から

### インボイス制度が始まります!

現在免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください

消費 税

～ A社さんのケース ～

ぬいぐるみ製造業 (免税事業者) A社  
A社さん、インボイス制度のこと検討してます? お互いに関係があるみたいなんですよー

町雑貨屋 (課税事業者) B社  
インボイス制度ですか・・・?

**インボイス制度 (適格請求書等保存方式) とは・・・**

- 買手は、仕入税額控除の適用のために、原則として売手から交付を受けたインボイス (適格請求書) を保存する必要があります
- 売手は、インボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者 (適格請求書発行事業者) の登録を受ける必要があり、登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります

売手 (インボイス発行事業者) → インボイス → 買手 (課税事業者)

A社さんの 疑問

疑問1 仕入税額控除ってなに?

疑問2 当社が登録しないとどうなるんだろう・・・

疑問3 申告って、どう計算するの? 課税事業者は、売上げの10%を納税しなきゃいけないの?

疑問4 登録を受けるかどうかって、どう判断したらいいの?

疑問5 インボイスってどう作ればいいのか?

国税庁 [法人番号]7000012050002

**疑問1 仕入税額控除ってなに?**

納付する消費税額の計算方法

$$\text{売上げの消費税額 (売上税額)} - \text{仕入れや経費の消費税額 (仕入税額)} = \text{納付する税額 (納付税額)}$$

差し引く計算が仕入税額控除 → 仕入税額控除にはインボイスの保存が必要 → インボイスがなければ仕入税額控除できない※

※ 一定期間、経過措置が設けられています

～ めいぐるみ取引の流れ (イメージ) ～

仕入先 (材料業者) 7,700円 (うち10%相当分 ①700円) → 当社 (製造業者) 11,000円 (うち10%相当分 ②1,000円) → 売上先 (小売業者) 14,300円 (うち10%相当分 ③1,300円) → (消費者)

**疑問2 当社が登録しないとどうなるんだろう・・・**

登録をしないと、売上先 (B社) にインボイスを交付できない  
そして、売上先 (B社) は、インボイスがなければ仕入税額控除ができない  
ということは...

③ 1,300円 - ② 0円 = ① 1,300円  
売上税額 仕入税額 納付税額

② 1,000円 - ① 700円 = 300円  
売上税額 仕入税額 納付税額

**ポイント** 当社 (売手) がインボイスを交付した場合と比べ、売上先 (買手) の納付税額が大きく計算されます※  
※ 一定期間、経過措置が設けられています

**ポイント** 納付税額は、売上げの10%ではなく、仕入税額控除後の金額です※  
※ 帳簿とインボイスの保存が必要です

+

一定の場合、簡易課税制度を適用することができます

仕入税額控除に関する経過措置 (インボイス発行事業者以外の者からの仕入れについて) 制度開始後6年間は、仕入税額の一定割合を控除できます (請求書の保存など、要件があります)  
※ 一定割合 ⇒ 【令和5年10月～令和8年9月】80%  
【令和8年10月～令和11年9月】50%

3 ページへ



# 消費税

## ※ 適格請求書等保存方式の概要(免税事業者用)

簡易課税制度を選択した場合の計算方法

インボイスは保存不要

売上げの消費税額  $\div$  仕入れや経費の消費税額 = 納付する税額

売上げの消費税額  $\times$  みなし仕入率

売上げの消費税額が分かれば納付税額の計算が可能

2ページの例だと...

ステップ1  
1,000円  $\times$  70% = 700円  
売上げの消費税額  $\times$  みなし仕入率 = 仕入れの消費税額

ステップ2  
1,000円 - 700円 = 300円  
売上げの消費税額 - 仕入れの消費税額 = 納付税額

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種	卸売業	9.0%
第二種	小売業、農林漁業(飲食品)	8.0%
第三種	製造業、農林漁業(飲食品除く)等	7.0%
第四種	その他事業(飲食店業等)	6.0%
第五種	サービス業等	5.0%
第六種	不動産業	4.0%

ポイント  
簡易課税制度では、事務負担の軽減を図ることができます  
※ 消費税の申告に際して、仕入れや経費の消費税額の実額計算やインボイスの保存は不要です  
(注) 簡易課税制度の適用には、届出と基準期間の課税売上高が5,000万円以下であることが必要です。その他の留意点など、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

疑問4 登録を受けるかどうか、どう判断したいの？

売先からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- 課税事業者である売先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが必要
- 課税事業者であっても簡易課税制度を選択している売先は、インボイスが不要
- 消費者、免税事業者である売先は、インボイスが不要

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です
- 登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません。なお、売先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます(経過措置終了後は控除できません)
- 必要に応じて、取引先(売先や仕入先)と取引条件の見直しを相談するなど検討しましょう。また、逆に、取引先から相談を受ける場合もあります

◆ 登録を受けるかどうかは事業者の任意です

参考  
免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方については、関係省庁連名で、令和4年1月19日付「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」(財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省)が公表されていますので、参考にご覧ください

インボイス発行事業者となる場合...

ポイント  
「インボイス」という名称の書類を新たに作成する必要はなく、現在の請求書や領収書等に不足する項目を追加するイメージです

※ 下線部は、特に注意する項目です  
※ 登録番号は、登録後に税務署から通知される番号です

疑問5  
インボイスって、どう作ればいいの？

～ 請求書の対応例 ～

① 交付先の相手方(売先)の氏名又は名称  
② 取引年月日  
③ 税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率  
④ 売手(当社)の氏名又は名称及び登録番号  
⑤ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)  
⑥ 税率ごとに区分した消費税額

日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/15	調味料	1,000円
11/29	タオルセット	2,000円

※ 軽減税率対象  
8%対象 15,000円 消費税 1,200円  
10%対象 3,000円 消費税 300円

様式の定めはなく、また手書きであっても、上記(①から⑥)の記載事項を満たしたものであればインボイスになります(請求書に限られません)

現在売先に交付している全ての書類をインボイスに対応する必要はありません。どの書類をインボイスとするか、売先とも相談しながら準備を進めましょう

売先が「仕入明細書」などの形で作成する書類も該当します

登録  
令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください!!

- ◆ 個人事業者の方は、スマートフォンからでも申請できます
- ◆ 詳しくは、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください
- ※ e-Taxを利用した登録申請手続には、電子証明書(マイナンバーカード等)が必要です

もっと詳しく  
国税局・税務署主催説明会の開催  
国税局・税務署主催によるインボイス制度についての説明会を開催しています。日時等は、インボイス制度特設サイトの「説明会」ページをご覧ください

説明会

国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト  
インボイス制度のより詳しい情報や、国税庁が行っているオンライン説明会の模様、申請手続に関することやQ&Aなどを掲載しています

特設サイト

軽減・インボイスコールセンター  
インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、以下で受け付けています  
【専用ダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く) (令和4年2月)

# 消費税

## \* 適格請求書等保存方式の概要(免税事業者用)

登録を受けるかどうか、どう判断したらいいの？

売上先からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- 課税事業者である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが必要です
- 課税事業者であっても簡易課税制度を選択している売上先は、インボイスが不要です
- 消費者、免税事業者である売上先は、インボイスが不要です

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です
- 登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません  
なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます(経過措置終了後は控除できません)
- 必要に応じて、取引先(売上先や仕入先)と取引条件の見直しを相談するなども検討しましょう  
また、逆に、取引先から相談を受ける場合もあり得ます

◆ 登録を受けるかどうかは事業者の任意です

# 消費税

## \* 適格請求書等保存方式の概要(免税事業者用)

### 登録を受けた場合と受けなかった場合のデメリット

#### 免税事業者のまましていると仕事が減る可能性がある

- ・ 免税事業者との間で取引を行うと、消費税の納税を免除できないため、その代わりに仕入税額控除が受けられる課税事業者との取引を行う事業者が増加することが予測される。
- ・ 消費税分の実質的な値引きを要求されることが考えられる。

#### 登録を受け課税事業者になると消費税の納税義務が発生する

登録を受けた場合も受けなかった場合も**メリット**は基本なし！

取引の主体がB2Bの場合は申請期限(令和5年3月31日)までに  
要検討！！


# 消費税

## \* 適格請求書等保存方式（インボイス制度）

適格請求書等保存方式  
の概要

— インボイス制度の  
理解のために —

**令和5年10月1日**  
**消費税**の仕入税額控除の方式は  
**適格請求書等保存方式**に

 国 税 庁  
この社会あなたの税がいきている  
(令和3年7月)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>


その他参考資料

(令和4年9月) 適格請求書等保存方式  
(インボイス制度) の手引き

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice\\_tebiki.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_tebiki.htm)

適格請求書等保存方式  
(インボイス制度) の手引き

2022

令和4年9月版  
 国 税 庁  
この社会あなたの税がいきている

# 消費税

## \* 適格請求書等保存方式（インボイス制度）

買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売手から交付を受けた「**適格請求書**」等の保存が必要となります。

### 令和5年 10月1日に開始

適格請求書を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた「**適格請求書発行事業者**」に限られます。



# 消費税

## \* 適格請求書等保存方式（インボイス制度）

買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売手から交付を受けた「適格請求書」等の保存が必要となります。

### 令和5年 10月1日に開始

適格請求書を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られます。

売上先が支払った消費税を控除するには、あなた(支払先)が「適格請求書発行事業者」であることが必要



免税事業者のままでは取引がなくなる可能性あり

# 消費税

## \* 適格請求書等保存方式（インボイス制度）

### 適格請求書発行事業者の登録申請手続

#### 適格請求書発行事業者になる(登録を受ける)には

- ・ 適格請求書発行事業者の登録申請手続が必要です。
- ・ 登録は課税事業者が受けることができます。
- ・ 登録を受けなければ適格請求書を交付できません。
- ・ 登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。

税務署による審査を経て、登録された場合は、登録番号などの通知及び公表が行われます。

- ・ 通知される登録番号の構成は、次のとおりです。
  - 法人番号を有する課税事業者は、T+法人番号
  - 上記以外の課税事業者(個人事業者及び人格のない社団等)は、T+13桁の数字
- ・ 公表事項は、適格請求書発行事業者公表サイトで確認することができます。



# 消費税

## \* 適格請求書等保存方式（インボイス制度）

### 免税事業者の登録申請手続等（経過措置）

登録を受けるために登録申請手続を行います。

※ **令和5年10月1日を含む課税期間中**に登録を受けた場合、  
「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

**令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受けた場合**は、登録を受けた日 から課税事業者となることが可能です(経過措置)。

#### 【例①】 個人事業者や12月決算の法人が、令和5年10月1日から登録を受ける場合



# 消費税

## \* 適格請求書等保存方式（インボイス制度）

### 免税事業者の登録申請手続等

「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者を選択するとともに、課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して**1月前の日**までに登録申請手続を行う必要があります。

**令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受けた場合以外の課税期間**について免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、**登録申請手続**を行うだけでなく、**消費税課税事業者選択届出書**を提出する必要があります。

**【例②】 個人事業者や12月決算の法人が、課税事業者となる課税期間の初日である令和6年1月1日から登録を受ける場合**

⇒ 消費税課税事業者選択届出書を提出するとともに、**登録申請手続を令和5年11月30日※までに行う。**

※ 課税事業者となる課税期間の初日（令和6年1月1日）の前日（令和5年12月31日）から起算して1月前の日

# 消費税

## \* 区分記載請求書等の記載方法（現行の方法）

### 帳簿の記載例

- ①課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ②課税仕入れを行った年月日
- ③課税仕入れに係る資産又は役務の内容(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳（仕入）					
XX年 月 日		摘要		税 区分	借方 (円)
11	30	△△商事(株)	11月分 日用品	10%	88,000
11	30	△△商事(株)	11月分 食料品	8%	43,200
②		①	③		④

# 消費税

## \* 区分記載請求書等の記載方法（現行の方法）

### 請求書の記載例

請求書

△△商事(株)

(株)〇〇御中

平成XX年11月30日

11月分 131,200円（税込み）

日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチン・パ-	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
10%対象		88,000
8%対象		43,200

※は軽減税率対象品目

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称



# 消費税

## \* 適格請求書の記載方法（令和5年10月以降）

### 適格請求書の記載例

請求書

△△商事(株)  
登録番号 T 012345...

(株)〇〇御中 ← ⑥

11月分 131,200円 ① ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

④ \* 軽減税率対象

⑤

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

# 参考：不動産所得の留意点

1. 収入計上時期
2. 不動産貸付の規模による税金の取り扱いの違い

# 参考：不動産所得の留意点

## 1. 収入計上時期

収入金額の計上時期の認識の基準は、

①権利の確定、②取引事実の発生、③金額の確定の3つ

「**前家賃**」:実際の家賃の支払いの有無にかかわらず、前月の末日で収入計上

(例)令和2年1月分の家賃が前家賃の契約になっている場合は、

令和元年分の収入として計上

「**敷金・保証金**」:(原則)預かり金のため収入には計上しない

(例外)返還を要しなくなったものについては、

「返還を要しないことが確定した日」に収入計上

「**礼金や更新料、共益費**」 ⇒ 計上漏れが多いので気をつけましょう!

# 参考：不動産所得の留意点

## 2. 不動産貸付の規模による税金の取り扱いの違い

事業的規模と業務的規模の形式基準

### 5棟10室

戸建て	マンション アパート	駐車場
5棟	10室	50台
換算基準	2室で1棟	5台で1室



# 参考：不動産所得の留意点

## 2. 不動産貸付の規模による税金の取り扱いの違い

### 代表的な取り扱いの相違

#### (1) 資産損失

事業的規模: その全額を必要経費に算入

業務的規模: その年分の資産損失を差し引く前の不動産所得の金額を  
限度として必要経費に算入

#### (2) 貸倒損失

事業的規模: 回収不能となった年分の必要経費に算入

業務的規模: 収入に計上した年分までさかのぼって、その回収不能に  
対応する所得がなかったものとして、所得金額の計算を  
やり直す (更正の請求という特別な手続きが必要)

#### (3) 青色申告の事業専従者給与又は白色申告の事業専従者控除

事業的規模: 適用あり

業務的規模: 適用なし

#### (4) 青色申告特別控除

事業的規模: 最高65万円の控除を適用可能(条件あり)

業務的規模: 最高10万円

# Agenda

時間		説明内容
13:00-13:10	10分	あいさつと本日の講義内容の説明
13:10-14:20	70分	決算整理事項の確認と決算書の作成の仕方
14:20-14:30	10分	休憩
14:30-15:30	60分	確定申告書作成に係る注意事項の確認
		e-Tax及び国税庁ホームページ(確定申告書等作成コーナー)の説明
<b>15:30-16:00</b>	<b>30分</b>	<b>個別面談による記帳の確認と決算書及び収支内訳書の作成</b>

# 個別面談について

時間		説明内容
15:30-16:00	30分	個別面談による記帳の確認と決算書及び収支内訳書の作成

個別相談：お一人様あたり 6分程度、記帳の確認と個別のご質問に対応。

個別相談の順番：説明会の受付順で対応。

\* 個別相談時に、ご質問等ございましたら、事前質問事項を整理していただくとスムーズに対応できると思いますのでご協力お願いいたします。

本日のパワーポイント資料PDFを12/15(木)~12/18(日)の4日間

佐々木健国際税理士事務所HPで公開中

**「佐々木健国際税理士事務所」で検索!!**

弊所HP『お役立ち情報』⇒『2022記帳指導説明会資料』からダウンロード可能